

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年10月29日（火）第51号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（※）（自然保護課取扱い） 1  
○指定外来動植物の指定案（自然保護課取扱い） 3

## 告 示

## 鹿児島県告示第461号

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準を次のとおり定め、令和元年10月29日から施行する。

令和元年10月29日

鹿児島県知事 三反園訓

## 指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準

## 1 おり型施設等

「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- (2) 指定外来動植物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (3) おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、指定外来動植物が通り抜けることのできないものであること。
- (4) 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- (5) (4)の出入口の戸については、飼養等をする指定外来動植物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
- (6) 給排水設備を通じて指定外来動植物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
- (7) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

## 2 擁壁式施設等

「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 指定外来動植物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (2) 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、指定外来動植物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。
- (3) 柵式の施設にあっては、指定外来動植物の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。

- (4) 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、指定外来動植物が通り抜けることができないものであること。
- (5) 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。
- (6) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、指定外来動植物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
- (7) 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- (8) (7)の出入口の戸については、飼養等をする指定外来動植物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
- (9) 給排水設備を通じて指定外来動植物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
- (10) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

### 3 移動用施設

「移動用施設」とは、指定外来動植物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 指定外来動植物の性質に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (2) 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
- (3) 開口部のふた、戸等については、飼養等をする指定外来動植物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、指定外来動植物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
- (4) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が指定外来動植物が逸出できない大きさ及び構造であること。
- (5) 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。

### 4 水槽型施設等

「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- (2) 指定外来動植物の性質に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (3) 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、条 鯨 垂 網じょうきあこうに属する指定外来動植物に係る施設であって、水槽の壁面が十分な高さを有し、指定外来動植物が逸出するおそれのない場合又は屋外から隔離できる室内に常置する場合は、この限りでない。
- (4) 開口部のふた、戸等については、飼養等をする指定外来動植物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、指定外来動植物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
- (5) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が指定外来動植物が逸出できない大きさ及び構造であること。
- (6) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

### 5 人工池沼型施設等

「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 飼養等をする者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンス

の設置等の立入防止の措置が講じられていること。

- (2) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (3) 洪水時においても、当該施設内の指定外来動植物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
- (4) 指定外来動植物の性質に応じた堅牢な構造であること。
- (5) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

6 網いけす型施設

「網いけす型施設」とは、網を使用したいけす型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 指定外来動植物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
- (2) いけすの網の目は、飼養等をする指定外来動植物が逸出することが不可能な大きさとすること。
- (3) いけすの周囲に逸出防止のため、指定外来動植物が通り抜けることのできない柵、網等による二重囲いが設けられていること。ただし、いけすの全面の網が嚴重に固定され逸出可能な開口部が存在しない場合は、この限りでない。
- (4) 洪水時においても、当該施設内の指定外来動植物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
- (5) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

7 屋内栽培施設

「屋内栽培施設」とは、屋内において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 飼養等をする者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に立ち入ることができないよう、施錠設備の設置等の立入防止の措置が講じられていること。
- (2) 振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (3) 飼養等をする指定外来動植物の性質に応じて、指定外来動植物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。
- (4) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

8 ほ場型施設

「ほ場型施設」とは、屋外において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 飼養等をする者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。
- (2) 飼養等をする指定外来動植物の性質に応じて、指定外来動植物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。
- (3) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

鹿児島県告示第462号

指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第7条第1項の規定による指定外来動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和元年10月29日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定する外来動植物

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
イノシシ（リュウキユウイノシシを除く。）	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合

		<p>点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	飼養等施設の基準」という。)に定めるおり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設
キュウシュウジカ	西之表市（同市馬毛島の区域を除く。）、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定めるおり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設
ニホンイタチ	西之表市、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠の措置を講じること。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定めるおり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設
ホンダヌキ	西之表市、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定めるおり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設
インドクジャク	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 窓、扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等をする事。</p> <p>(4) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出</p>	適合飼養等施設の基準に定めるおり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設

		<p>しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(5) 終生飼養に努めること。</p>	
ニホンスッポン	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 窓，扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(5) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設，水槽型施設等，人工池沼型施設又は網いけす型施設のいずれかの施設
オキナワキノボリトカゲ	県内の区域のうち，奄美市及び大島郡を除く区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 窓，扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(5) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定めるおり型施設等，移動用施設又は水槽型施設等のいずれかの施設
アフリカツメガエル	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 窓，扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(5) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設又は水槽型施設等のいずれかの施設
コイ	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設，水槽型施設等，人工池沼型施設等又は網いけす型施設の

		<p>点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	いずれかの施設
グリーンソードテール	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
アメリカハマグルマ (ミツバハマグルマ)	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 地下茎の断片、根茎部等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設
ホテイアオイ（ウォーターヒヤシンス）	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 地下茎の断片、根茎部等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
ポトス（オウゴンカズラ）	奄美市及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 地下茎の断片、根茎部等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨て</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設

ムラサキカッコウアザミ（オオカッコウアザミ）	県内全域	ないこと。 (1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片，根茎部等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設，屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設
------------------------	------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

## 2 意見書の提出等

## (1) 意見書の提出

利害関係人は，この告示の日から起算して14日を経過する日までの間に，知事の指定の案についての意見書を提出することができる。

## (2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）